

第3回環境審議会専門部会（事業系）

海老名市経済環境部資源対策課

平成30年3月28日

前回出された主な意見

① 適正排出に向けた学習機会

- 多量排出事業者より小規模排出事業者の意識が薄い傾向がある。
- 一定規模以下の排出者を指導の対象としてはどうか。
- 市でペナルティを設けてはどうか。

② 資源化に向けた取り組み

- 食品リサイクルは運搬コストや車両(保冷車)の関係もあり、難しい。
- 大型生ごみ処理機は設置場所や事故等の影響により、敬遠されがち。

③ ごみ減量化・資源化協力店制度

- 前向きな施策については実施していくべき。
- 職種やごみの量によって評価項目が異なるのかどうか、他自治体の評価シートを示して欲しい。

④ 排出事業者指導

- ごみの量は生産ボリュームに引っ張られるため、絶対量(前年度比●%減量、●t減量)で示されると厳しい。
- 減量化のための指標があれば良い。
- 一般廃棄物許可業者一覧に取り扱い品目を掲載してはどうか。【別添参照】

⑤ 組成分析の実施

- 結果を情報開示する必要がある。

⑥ 展開検査

⑦ 収集・搬入料金について

高座での対応(市単独ではできない)



三市と高座で協議し、積極的に取り組むよう提言

- 他市の金額の幅が大きく、妥当な金額が分からない。

減量化・資源化に対する基本的な考え方

- ①行政・事業者・処理業者が一体となった事業系ごみ減量化
- ②排出事業者責任のもと、自主的な資源化の促進・適正な廃棄物処理

【目標】

- 排出事業者の責任のもと自主的な減量・資源化が促進されるような処理体系の構築
- 排出事業者が理解しやすく、かつ事業系ごみの減量が進むようなごみ減量目標の設定

【対象】

対象者の設定をどうするか。

ごみ総排出量に占める事業系ごみの割合

(1) 家庭系ごみに資源物を含める場合

(t/年)

年度	家庭系ごみ		事業系ごみ		収集量	
		割合		割合		前年度比
平成23年度	32,627	82.19%	7,068	17.81%	39,695	—
平成24年度	32,094	81.82%	7,130	18.18%	39,224	-1.19%
平成25年度	31,297	80.90%	7,387	19.10%	38,684	-1.38%
平成26年度	31,038	81.20%	7,185	18.80%	38,223	-1.21%
平成27年度	31,370	80.14%	7,772	19.86%	39,142	+2.40%
平成28年度	31,002	78.81%	8,336	21.19%	39,338	+0.50%

- ・ごみ総排出量に占める事業系ごみの割合は約21%となっており、増加傾向で推移
- ・全国では約35%、神奈川県内では約24%が事業系ごみの占める割合

(2) 家庭系ごみに資源物を含めない場合

(t/年)

年度	家庭系ごみ		事業系ごみ		収集量	
		割合		割合		前年度比
平成23年度	21,322	75.10%	7,068	24.90%	28,390	—
平成24年度	21,219	74.85%	7,130	25.15%	28,349	-0.14%
平成25年度	21,101	74.07%	7,387	25.93%	28,488	+0.49%
平成26年度	21,096	74.59%	7,185	25.41%	28,281	-0.73%
平成27年度	21,206	73.18%	7,772	26.82%	28,978	+2.46%
平成28年度	21,270	71.84%	8,336	28.16%	29,606	+2.17%

各主体の責務と役割

行政

- 事業系ごみの分別排出に向けた**啓発・指導**
- コスト削減に向けた取り組み
(**インセンティブの付与**)

排出事業者

- 適正な排出
- 市の施策・収集業者への**理解・協力**

処理業者

(収集運搬、処分)

- 排出事業者と行政との**連携体制の確保**
- 分別品目や収集回数に応じた**適正な収集体制の確保**

事業系ごみ減量化に対する課題

① 行政の課題

- 分別促進のための**動機づけ(インセンティブ)**を付与できる**対策**が求められる。
- 事業者の排出方法や形態を管理・把握できていない。

② 排出事業者の課題

- 業種によってごみの量や出し方、課題が異なる。
- 分別排出のための**場所・時間・人員**が避けない。
- 分別収集すると収集回数が増加するため、**収集コスト**が上がる。
- ごみの処理に対する**知識の向上**が求められる。

③ 処理業者の課題

- **収集車両**が少ない許可業者では分別収集の対応は厳しい。
- 食品リサイクル等の**リサイクルの受け皿**が収集運搬業者によって異なる。

①排出事業者のごみ減量意識の高揚(啓発)

(1)事業系ごみ適正処理パンフレット

【現状】 多量排出者・許可業者に配布

●事業系ごみ適正処理マニュアルの項目について

1 市の現状

(ごみ量の推移と組成分析の結果)

2 事業者の責務(廃棄物処理法)

3 事業系ごみとは

(一般廃棄物・産業廃棄物の区分)

4 事業系ごみの分け方(分類一覧表)

5 市への報告書類について

(減量等計画書、産業廃棄物マニフェスト)

6 参考取組事例

(分別ができていない排出事業者を写真付きで紹介)

- ・その他、どのような項目があると良いか。
- ・パンフレットの配布方法をどうするか。

(2)講習会や学習会の実施

【現状】 許可業者講習会(平成26年度)

●講習会・学習会の対象や内容について

1 対象

⇒許可業者・多量排出事業者・商工会議所登録業者・その他排出者等

2 内容

⇒一般廃棄物と産業廃棄物の分類、ごみの処理の流れ、ごみ処理施設視察

3 周知方法

⇒許可業者を通じて周知してもらおう方法が通例であったかどうか。

- ・対象や内容、周知方法について。
- ・参加してもらえない事業者への啓発活動をどうするか。

②排出事業者指導

- 【現状】 ①多量排出者指導
②市民通報による指導

排出事業者指導の方法(案)

項目	メリット	デメリット
許可業者を通じた指導	・即座に対応が可能	・契約していない業者への指導が行き届かない
ポスティングによる指導	・一定の事業者に周知・指導が可能	・事業者リストの入手方法 ・返答がない場合の対応
直接訪問指導	・事業者と直接のやり取りが可能	・対象者の設定(全事業者を訪問するのに時間がかかる) ・不在時の対応
郵送・訪問指導	・郵送＋訪問による二重の確認が取れる	・事業者リストの入手方法 ・管理方法・新規事業者の対応 ・十分な制度設計が必要(条例改正等)

③ 支援策について

(1) 少量排出事業所の指定袋制度について

- ・家庭系ごみが有料化になった場合、小規模排出事業者の受け皿となり、不法投棄の減少に繋がる
- ・可燃ごみと資源物に価格差を付けることにより、適正排出が促される
- ・不適正排出(未分別)の場合、個別に事業所指導が可能となる

- ・収集方法や料金体系等の制度設計が必要
- ・収集運搬許可業者への業務への影響

	大和市	東京都日野市
対象事業所	1回の収集日に2袋までの排出事業所	排出量が90L/回以下の少量排出事業所
導入	平成15年11月 (家庭系ごみ有料化:平成18年7月)	平成12年10月 (家庭系ごみ有料化と同時)
料金体系	排出量単純比例型	排出量単純比例型
料金区分	可燃ごみ:市指定有料袋 不燃ごみ:市指定有料袋 有害(危険)ごみ:無料 資源物:無料	可燃ごみ:市指定有料袋 不燃ごみ:市指定有料袋 有害(危険)ごみ:無料 資源物:無料
料金水準	処理費相当額として設定 可燃ごみ・不燃ごみ 単価6.4円/L 10L:64円/枚 20L:128円/枚 45L:288円/枚	処理費相当額として設定 可燃ごみ・不燃ごみ 単価6.7円/L 小袋 15L:100円/枚 特大袋 45L:300円/枚
収集方法	ごみ:戸別収集 資源物:ステーション収集	戸別収集(申込書に排出場所を明記)

(2) 生ごみ処理機の活用について

- ・大型生ごみ処理機導入補助制度について

海老名市でも平成21年度から、市内マンション2棟でモデル事業を実施し、検証
現在は、市役所及び市内保育園3園に設置している

過去のアンケート結果より、設置場所や維持管理、コスト等の問題から補助
制度があっても導入できない意見多数

(家庭用)生ごみ処理機による支援についてはどうか。

(3) 資源化ルートの確立について

- ・民間の食品リサイクル施設の活用について

食品関連事業者(製造、流通、外食等)により、食品の売れ残りや食べ残
し又は食品の製造過程において発生した食品廃棄物を飼料や肥料等の
原材料として再生利用する制度

受け入れ単価が高い、禁忌品が多いなど、一定の課題がある

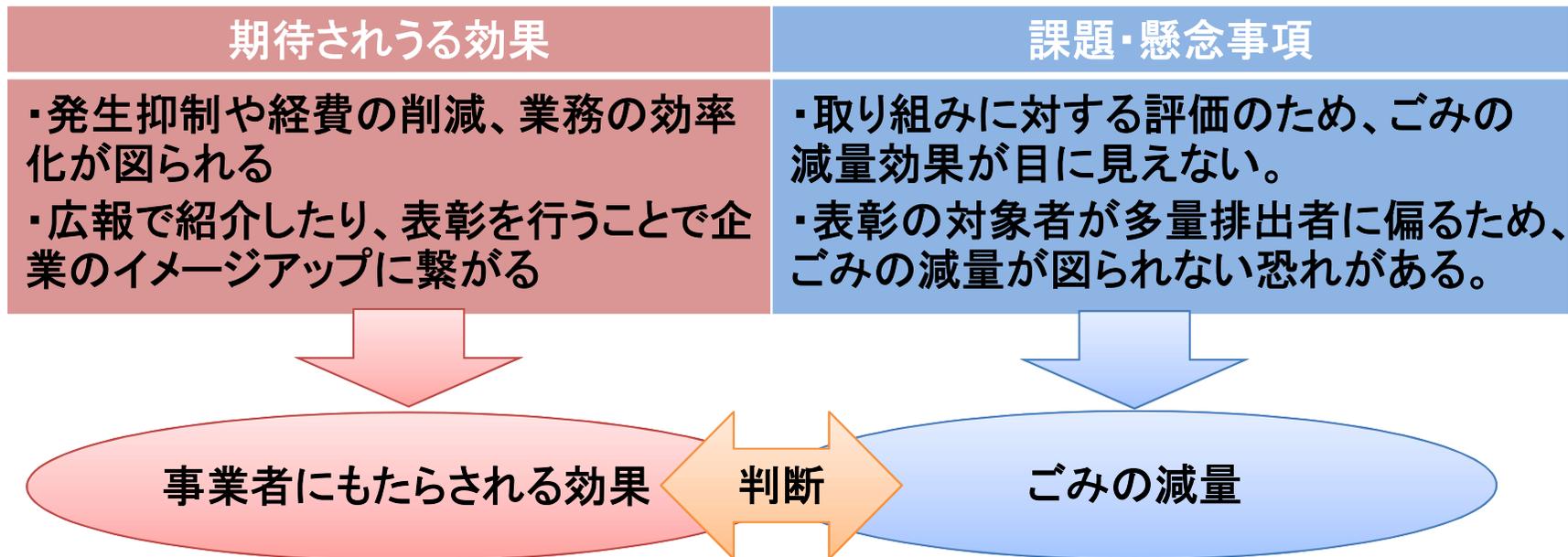
④その他について

(1)東京都武蔵野市の取り組み(Ecoパートナー)について

<前回の宿題>

・職種や規模による認定表彰基準に違いはあるのか。評価シートはどのようになっているのか。→別紙1参照

<制度実施にあたって>



(2)食品ロスに関する取り組みについて【別紙2参照】

排出事業者指導の事例

項目	主な内容	指導方法や訪問件数
直接訪問指導 (千葉県市川市)	<ul style="list-style-type: none"> ・事業系ごみの適正処理ができていない「未適正事業所」への直接訪問による啓発活動 ・パンフレットを配布して口頭による説明 ・面会できなかった場合、パンフレットを投函 ・通報に基づく指導を併せて実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・シルバー人材センターへ業務委託 ・4人体制 ・年間約1000件訪問
直接訪問指導 (栃木県宇都宮市)	<ul style="list-style-type: none"> ・飲食店などを中心とする中小規模の事業所に対して、保健所が許可を与えた名簿を基に戸別訪問調査を実施。5～6年をかけて全事業者を一巡。 	<ul style="list-style-type: none"> ・980事業所を訪問調査(平成27年度) ・展開検査に基づき89事業所を訪問指導(平成27年度) ・283の大規模事業者のうち、157事業者を訪問指導(平成27年度)
郵送・訪問指導 (東京都中野区)	<ul style="list-style-type: none"> ・区収集を利用する事業者に対して、ごみの排出量や排出場所の届出を義務付ける「事業系廃棄物収集届出制度」 ・書類提出確認後、事業者番号を付与した「届出済証」を交付 ・届出情報に基づき適正排出指導 ・不適正排出には罰則規定を設定 	<ul style="list-style-type: none"> ・制度の周知と併せて、区内558事業者を訪問。 ・市内約17,500事業者に制度案内を郵送 ・民間委託による提出書類のデータ化

武蔵野市ごみ減量資源化推進事業者(ECOパートナー)認定表彰基準表(2014～)

武蔵野市一般廃棄物処理計画を遵守し、将来にわたり持続可能な環境負荷の少ない省エネルギー型かつ省資源型の都市への転換のための取組を推進する事業者に対し、

ごみの減量及び資源化に係る功績を認定し、及び表彰することにより、市内における事業者の取組を推進することを目的とする。

① 下表○印は、本表彰事業における功績を認定するための必須の取組項目として、すべての実施が確認された場合を認定表彰の対象とする。

② 市が、ごみ減量及び資源化に資する取組として、上記必須項目の他に推奨する取組については、努力項目(下表○印)として提示し、実施の有無を確認するものである。

③ 認定表彰については、認定表彰基準表及び現地調査により、総合的に判断し、決定するものとする。

分類	取組項目 (各取組を削減数値として提示できるもの、又は現状を確認できるものに限る。)	1日のごみ排出量が10キログラムを超える事業者		1日のごみ排出量が10キログラム以下の事業者		説明	
		食品関連事業者	食品関連以外の事業者	食品関連事業者	食品関連以外の事業者		
1	発生抑制	1. 商品納入時などの段ボール及び梱包材等の削減	◎	◎	◎	◎	流通時の段ボールの再利用及びコンテナへの変更等、納入業者と協働する取組などを、すべての事業者に要請します。
		2. 事務用品の使用量の削減	◎	◎	◎	◎	資料等のペーパーレス化、用紙の両面印刷や裏面利用及びコピー枚数の管理等、すべての事業者に取組を要請します。
		3. 簡易包装の実施	○	○	○	○	レジ袋削減協力店、袋詰めが可能なものをトレイを使用せずに販売するなど、商品化、流通、販売など、全ての段階で容器・包装を軽量化する取組です。業種によっては、顧客に商品を提供しない場合もあるので、努力項目とします。
		4. 食品残渣の発生抑制	◎	/	◎	/	・食品の製造、加工、卸売又は小売を業として行う者⇒仕入れの適量化、販売実績に応じた保管・加工及び食品残渣量の記録 ・飲食店業その他食事の提供を行う者⇒適量注文等メニューの設定又は持ち帰り箱の導入及び食品残渣量の記録 食品関連事業者に限定した上記の例示を、必須取組とします。
		5. 武蔵野市指定事業系ごみ処理袋の使用量の把握	/	/	◎	◎	1日のごみ排出量が10キログラム以下の小規模事業者に限定した必須取組です。事業系ごみ処理袋の使用量の把握により、ごみ排出量とそれに伴う環境負荷を認識するとともに、処理費用の適正な負担を通じてコスト意識をもち、経済活動の側面からもごみ減量につなげます。
2	分別の徹底と適正処理	1. 可燃物に産業廃棄物(廃プラスチック、金属等)の混入がないこと。	◎	◎	/	/	1日のごみ排出量が10キログラムを超える事業者に限定した基本的な必須取組です。小規模事業者の場合は家庭ごみの分別となるため、項目から除外します。
		2. 可燃物に資源化可能な紙類の混入がないこと。	◎	◎	◎	◎	すべての事業者を対象とした、最も基本的な必須取組とします。特に雑紙が汚れないように配慮することは重要です。
		3. 廃棄物保管場所の適正な管理の徹底	◎	◎	◎	◎	すべての事業者を対象とした、最も基本的な必須取組とします。廃棄物表示又は衛生管理の徹底(法令上の一時保管表示、明確な分別表示、容器の設置)等、事業所の規模によって取組は異なります。
3	資源化への取組	1. 雑紙を含めた資源可能な紙類の全量資源化	◎	◎	◎	◎	分類2-2とリンクしますが、すべての事業者を対象とした、最も基本的な必須取組とします。
		2. 生ごみ資源化の実施	◎	/	○	/	食品関連事業者限定の取組とします。これまでの認定事業者の高水準の取組を継承するため、従前どおり、1日のごみ排出量が10キログラムを超える事業者は必須項目とします。収集業者による広域処理及び自社の生ごみ処理機等による処理が該当します。
		3. 牛乳パック、ペットボトル及び食品トレイ等の店頭回収の実施	○	/	○	/	食品関連事業者限定の取組とします。店頭回収容器の設置が事業規模によって困難な場合があるため、努力項目とします。
4	環境への行動	1. すべての従業員に対する環境学習の定期的実施	◎	◎	◎	◎	ごみ分別、省エネルギー及びエコドライブの徹底等の啓発を、アルバイト等の短期雇用の方にも実施することが重要です。すべての事業者を対象とした、基本的な必須取組とします。
		2. 環境に関するイベントの実施又は参加	◎	◎	◎	◎	市の主催する「ごみゼロデー」「一斉清掃」への参加、独自の周辺清掃の実施等、事業者によって取組は異なります。必須取組とします。
		3. 事業活動における環境への取組についての情報発信の実施(ホームページ、社広報等)	◎	◎	○	○	取組についての情報発信は、社会的影響力が大きく、効果が大いですが、1日のごみ排出量が10キログラムを超える事業者については、すでに実施済の場合も多いため、必須取組とし、10キログラム以下の小規模事業者については、努力項目とします。
		4. 環境配慮に関する取組における認証の取得	○	○	○	○	ISO14001、エコアクション21、その他業界団体等の環境に関する認証取得、グリーンパートナー制度への参加又は事業者独自の組織的な取組や制度の確立を指します。努力項目として、今後の参考資料とします。

第1号様式（第3条関係）

年 月 日

武蔵野市長 殿

住所
申請者 名称
氏名

武蔵野市ごみ減量資源化推進事業者認定申請書

ごみ減量資源化推進事業者の認定を受けたいので、武蔵野市ごみ減量資源化推進事業者認定表彰事業実施要綱第3条の規定により、次のとおり申請します。

事業者の名称			
所在地			
業 種		従業員数（人）	
担当者の所属		担当者氏名	
電話番号		ファクス番号	
電子メール			

注 業種の欄は、下記の業種の中から該当する記号を選んでご記入ください。

- A 農業、林業 B 漁業 C 鉱業、採石業、砂利採取業 D 建設業
E 製造業 F 電気・ガス・熱供給・水道業 G 情報通信業
H 運輸業、郵便業 I 卸売業、小売業 J 金融業、保険業
K 不動産業、物品賃貸業 L 学術研究、専門・技術サービス業
M 宿泊業、飲食サービス業 N 生活関連サービス業、娯楽業
O 教育、学習支援業 P 医療、福祉 Q 複合サービス事業
R サービス業（他に分類されないもの） S 公務（他に分類されるものを除く。）
T 分類不能の産業

ホットペッパーグルメ × 横浜市 共同企画
食べきれない料理を持ち帰って「食品ロス」削減に貢献
シェアバッグ「おいしい」と「もったいない」をシェアしよう
～ 横浜市内約100店舗にて2月22日から開始～

横浜市資源循環局は、株式会社リクルートライフスタイルが運営する飲食店予約・グルメ情報サイト『ホットペッパーグルメ』と共同で、「本来食べられるのに廃棄される食品＝食品ロス」を削減するため、食べきれない料理を持ち帰るための「シェアバッグ」の利用を促進する企画を実施します。

1 企画概要

「食品ロス」削減を目的に、食べきれない料理を持ち帰ることができる「シェアバッグ」（持ち帰り用のボックスと紙袋）を横浜市内の参画飲食店で希望者に無料配布。

『ホットペッパーグルメ』は、「シェアバッグ」制作や、飲食店への提案、特設ページの制作・運営、広報活動などを行います。

横浜市は、関連飲食店への呼びかけや、市民の皆様への広報を行います。

2 実施期間

平成30年2月22日(木)から平成30年4月30日(月)まで
※「シェアバッグ」がなくなり次第終了(各店舗200セット)

3 実施エリア・店舗数

横浜市西区・中区・神奈川区、約100店舗

※参画飲食店は『ホットペッパーグルメ』の特設サイト
(2月22日開設予定)で検索できます。

URL: <https://www.hotpepper.jp/doc/sharebag/>



●コンセプト

世界、そして日本でも深刻な「食品ロス」問題。日本の一人当たりの「食品ロス」の量は世界でもトップクラスで、飲食店でも、食べ残しによる「食品ロス」が出ています。これまでは、飲食店でどうしても料理が残ってしまった時、持って帰りたいな・・・と思っても、持ち帰ると言い出すのは気が引けてしまう、そんな空気がありました。『みんなが「おいしい」食事を大切な人とシェアし、同時に、持ち帰りを気兼ねなくできる空気「もったいない」という意識をみんなとシェアできる。そんな世界をこのシェアバッグを通して作りたい。』との思いから「シェアバッグ」を作りました。



お問合せ先

資源循環局3R推進課長 江口 洋人 Tel 045-671-2563
資源循環局一般廃棄物対策課長 渡邊 和彦 Tel 045-671-2558